

大阪市告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月19日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
西淀川区第391号線	西淀川区姫島1丁目 298番の4地から 同 区同	旧	1.52	14.20
	298番の4地まで (別紙参考図参照)	新	2.76	14.20
西淀川区第435号線	西淀川区姫島1丁目 298番の4地から 同 区同	旧	0.91～ 1.52	16.58
	298番の4地まで (別紙参考図参照)	新	2.45～ 2.76	16.58

(建設局総務部管財課)